

平成 27 年度沖縄県自然環境再生モデル事業委託業務仕様書

1 委託業務名

平成 27 年度沖縄県自然環境再生モデル事業委託業務

2 目的

沖縄県は、「21 世紀ビジョン基本計画」に謳われている「自然環境の再生」に取り組むため、自然環境再生事業の実施に当たって基本的な考え方を体系的に取りまとめた「沖縄県自然環境再生指針」を平成 27 年 3 月に策定した。

県は、県内の自然環境再生事業を推進していくため、河川内への赤土等の堆積、陸域化等が見られる東村慶佐次川を対象に当該指針に沿ったモデル事業に取り組むこととしている。

本委託業務では、当該指針に沿った自然環境再生モデル事業の実施をとおして、自然環境再生事業の取り組みを全県的に展開していく上での課題等を整理することを目的とする。

3 事業期間

契約締結の日から平成 28 年 2 月 29 日まで

4 業務内容

(1) 自然環境再生事業の全県的な展開に当たっての課題等の整理

沖縄県自然環境再生指針に基づくモデル事業の実施をとおして、問題点や成果等を抽出・分析するとともに、県内外の自然環境再生に関する施策等の問題点や成果等も踏まえ、自然環境再生事業を全県的に展開していくに当たってのノウハウ及び課題を整理する。

(2) 自然環境再生モデル事業の検討

① 全体構想の作成支援

(ア) 自然環境及び社会環境の状況調査並びに課題の整理

平成 24 年度自然環境再生指針（仮称）策定事業委託業務、平成 25 年度自然環境再生指針（仮称）策定事業委託業務、平成 26 年度自然環境再生指針（仮称）策定事業委託業務（以下「過年度業務」という。）を踏まえ、本モデル事業の全体構想の検討に当たって必要な慶佐次川に係る自然環境及び社会環境の状況の内容を環境カルテとして整理する。

また、環境カルテの作成に当たって情報が不足している場合等においては、追加の調査を実施する。

(イ) 自然環境再生の取り組み方針の整理

過年度業務及び①(ア)の調査結果に基づき、全体構想の作成に向け、地域の生態系ネットワークや影響範囲を考慮しながら、対象区域を設定し、「地域概要」、「自然環境の問題点・課題」、「自然環境の再生の取り組みの目的」、「自然環境の再生の取り組み内容」、「利活用の可能性」等の取り組み方針を関係者の意見も聴きながら、整理する。

(ウ) 全体構想（案）の作成

①(イ)で整理した自然環境再生の取り組み方針、自然環境の再生の取り組みに参加する組織等の名称や役割分担等の対象区域における自然環境再生の取り組みに係る全体的な方向性をとりまとめ、全体構想（案）を作成し、③の協議会に提示する。

② 実施計画（案）の作成支援

(ア) 実施計画段階調査

全体構想を踏まえ、事業の内容を具体化した実施計画の作成に向け、①(ア)の調査結果で不足している項目等について調査を実施し、実施計画段階調査結果として整理する。

(イ) 自然環境再生事業の内容の整理等

②(ア)の調査結果を踏まえ、「事業の目標」、「事業区域のゾーニング」、「自然環境の再生手法・工法・施工方法」、「維持管理・利活用計画」、「事業効果の検証方法（指標及び管理目標）」、「実施体制・スケジュール」等の自然環境再生事業の内容を整理する。

(ウ) 便益分析の実施

本モデル事業に係る概算費用を算出するとともに、本モデル事業の効果を経済的に評価するため、「環境経済評価を踏まえた便益計測の指針」（平成 27 年 3 月）を参考にした便益分析を実施する。

(エ) 実施計画（案）の作成

②(ア)から(ウ)及び③の協議会における協議の内容を踏まえ、個々の自然環境再生事業の内容を明らかにした実施計画（案）を作成する。

③ 協議会の設置・運営等

沖縄県自然環境再生指針を踏まえ、東村慶佐次川における自然環境再生事業を推進するため、関係者との協議を行う場として協議会を設置する。

協議会の運営にあたっては、開催準備（委員の選任、委員の依頼手続き、日程調整、会場確保等）、会議資料及び議事録等の作成、協議会参加者への旅費及び謝礼金の支払い等、その運営等に必要なる一切の業務を行う。

なお、協議会は年 6 回程度開催し、会場及び時間については、協議会への参会者

が出席しやすいよう適切に選定する。

また、本モデル事業に対する地域の理解を深めるため、勉強会等を適宜開催するなど、必要な方策を講ずる。

④ 自然環境再生モデル事業の推進に係る課題の整理

①から③の業務結果を踏まえ、東村慶佐次川における自然環境再生モデル事業の課題について整理する。

(3) 業務報告書の作成

本業務の内容について業務報告書を作成する。

(4) その他必要な事項

5 業務実施に際して配慮する事項

(1) 過年度業務の考慮

業務の遂行にあたっては、沖縄県環境部環境政策課のウェブサイトで公開している「沖縄県自然環境再生指針」、「沖縄県自然環境再生指針資料編」、「自然環境再生指針（仮称）策定事業委託業務統合報告書」及び「東村慶佐次川調査関連資料」を踏まえ、効率よく効果的な事業実施を図ること。

(2) 慶佐次湾のヒルギ林について

慶佐次湾のヒルギ林については、天然記念物に指定されていることから、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定に基づく現状変更許可を要するおそれがある場合には、事前に沖縄県環境部環境政策課と十分に調整すること。

(3) 業務進捗状況及び打ち合わせ

原則として毎月1回、業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを実施するものとする。

6 再委託について

(1) 契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることができないものとする。

(2) 契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、報告書や資料の印刷、製本といった軽微な業務については、この限りでない

7 成果物

①保存用報告書（A4版、カラー印刷） 5部

②公表用報告書（A4版、カラー印刷） 5部

※保存用報告書及び公表用報告書には電子媒体（CD-ROM又はDVD-R）を添付すること。

※保存用報告書は本業務で実施内容を網羅するものとし、公表用報告書は一般の閲覧

に供することができるよう必要な配慮を行うものとする。

③全体構想（カラー印刷） 30 部程度

④実施計画（案）（カラー印刷） 30 部程度

※③及び④の部数については、沖縄県への提出と協議会関係者への配布を想定しており、契約後に改めて協議することとする。

8 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権等

成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」とする）は、沖縄県が保有するものとする。

(2) 既存著作物の著作権等

成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」とする）の著作権等は、個々の著作権者等に帰属するものとする。

(3) 既存著作物等に係る使用手続

納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、または、本仕様書に記載のない細部については、沖縄県担当者と速やかに協議しその指示に従うこと。